

御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新エネルギー・省エネルギー機器（以下「機器等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この告示に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、市税等の滞納がない者とする。

(交付の対象及び補助金額)

第3条 交付の対象及び補助金の額は、別表のとおりとし、交付の対象ごとに1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 機器等の設置に係る見積書の写し
- (2) 機器等の設置に係る契約書の写し
- (3) 機器等の形状、規格等を説明する資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、交付申請書等を審査し、補助金交付の可否を決定し、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付決定通知書（様式第2-1号）又は新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付不決定通知書（様式第2-2号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 申請者は、次のいずれかに該当するときは、新エネルギー・省エネルギー機器設置計画変更届出書（様式第3号）により、速やかにその旨を市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 申請した事項の内容を変更しようとするとき。
- (2) 設置を中止したとき。

(完了報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、機器等の設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、新エネルギー・省エネルギー機器設置完了報告書（様式第4号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 機器等の設置に係る領収書及び領収書内訳の写し

- (2) 機器等の設置完了後の写真
 - (3) 太陽光発電システムについては、電力会社との太陽光契約に関するお知らせの写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の確定)

第8条 市長は、前条の完了報告があったときは、完了報告書等を審査し、当該補助対象事業の完了を確認のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、前条の交付確定通知書を受領したときは、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金を請求し、市長は請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(データ等報告)

第12条 この告示による補助金の交付を受けて太陽光発電システムを設置した者は、設置後2年間、太陽光発電システム設置状況等定期報告書（様式第7号）により発電量及び売電量のデータその他を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成21年4月1日から改正施行する。